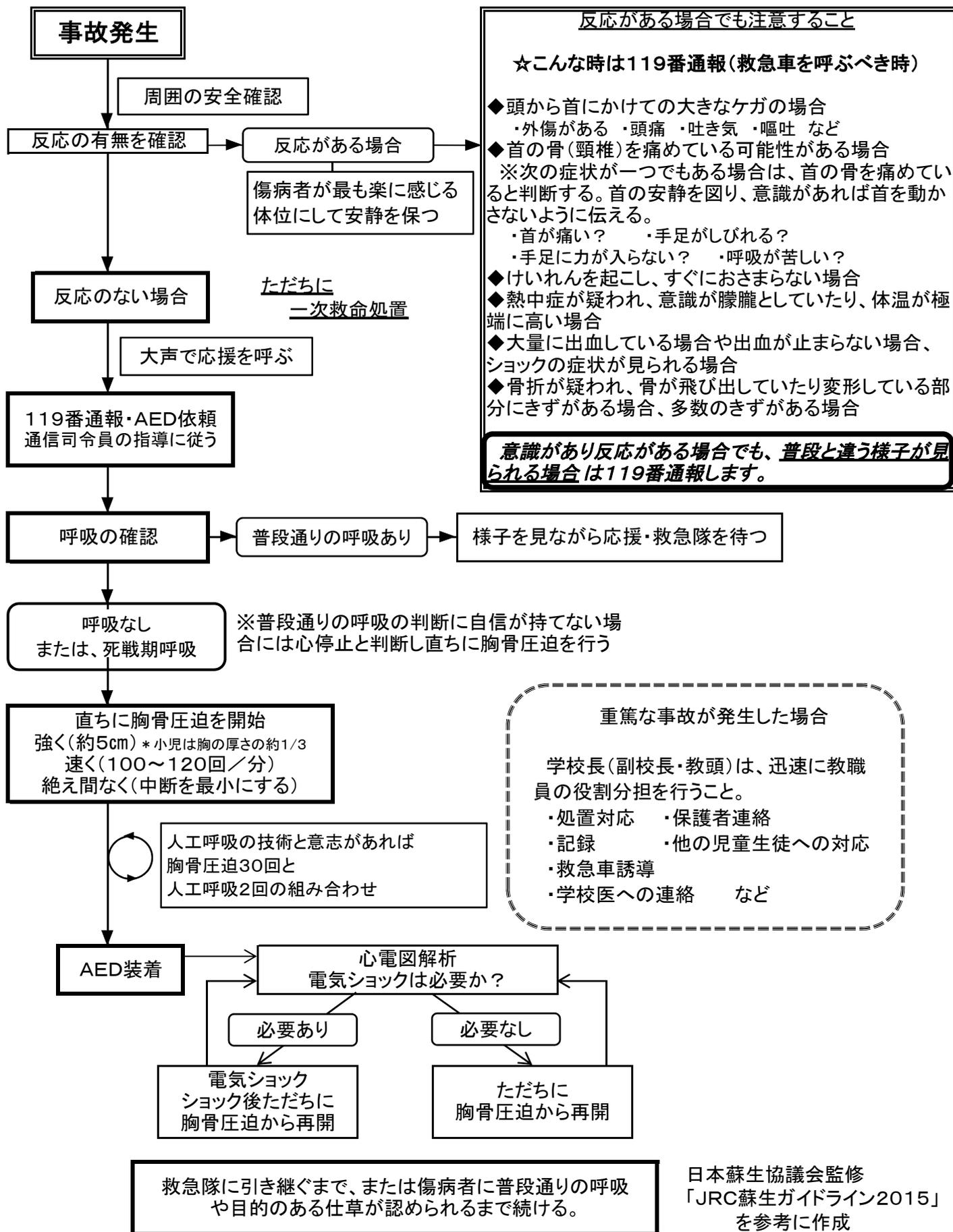


## 2 学校内等での事故(重篤な事故)の対応



<その他参考となるサイト>

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校における水泳事故防止必携(新訂二版)」

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/115/Default.aspx>

総務省消防庁 全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」) 症状の緊急度を素早く判定、救急車を呼ぶ目安に

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9\\_6/kyukyu\\_app.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html)

学校管理下における事故対応については、平成28年4月4日付第201600004152号「学校事故対応に関する指針」の公表について(通知)」により、「学校事故対応に関する指針」(以下「指針」という。)をもとに対応すること。

(1)事故発生直後の取組

ア 事故発生時にはまず事故にあった児童生徒等の生命と健康を優先し、応急手当を実施すること。被害児童生徒等の保護者へ、事故の発生状況に係る第一報を可能な限り速やかに実施すること。

イ 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故(事故発生時点においては治療に要する期間が未確定の場合であっても30日以上となる可能性が高いと学校が判断したもの及び意識不明の事故を含み、治療に要する期間が30日以上かかる場合でも骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により報告の有無を判断)の場合は、学校の設置者等に報告を行うこと。

(2)緊急時対応に関する体制整備

校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら活動を進めていくこと。

